



# 架空請求の「はがき」に加え、 「封書」を送付する手口にも注意！！

架空請求詐欺の「はがき」の内容を、封書(手紙)で送付する手口が  
埼玉県内をはじめ関東圏で確認されました。  
今後、宇部市内にも波及する可能性があります。ご注意ください。

### 封筒内手紙A4サイズ

### 封筒(横型)の表面

#### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

平成30年 月 日

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、  
ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が  
提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)288 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていた  
できます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立  
ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを  
強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交  
付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に關しましては当局にて受け賜っており  
ますので、職員までお問合せ下さい。

なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人  
様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年 月 日



#### 悪用された封書の特徴

- ・ 洋型(横型)封筒で82円切手を貼付
- ・ 表面に朱色の重要な印影
- ・ 消印は多摩川(東京都世田谷区)
- ・ 差出人の記載はなし

#### 架空請求のはがき →

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都千代田区霞が関 丁目 番 号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03- ー ー  
受付時間 9:00~17:00(土日、祝日除く)

#### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されてい  
た契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行によ  
る民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知  
致します。

管理番号(わ)317 裁判取り下げ最終期日を経て訴  
訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全  
面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及  
び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させてい  
たいただきますので、裁判所執行官による執行証書の交  
付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に關しましては、当局にて  
承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護  
の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申  
上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年 月 日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター  
東京都千代田区霞が関 丁目 番 号  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03- ー ー  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

このような封書、はがきをご自宅に送付  
されたならば、慌てて記載されている連絡  
先へ連絡することなく、ご家族や宇部警察  
署にご相談ください。

みんなでつくりよう安心やまぐち  
県民総ぐるみによる犯罪への抵抗力の強化